

指定有害動植物の見直しの概要

はじめに

農作物に被害を与えるウンカ類やハスモンヨトウ等の病害虫の中には、毎年中国大陸から飛来したり、季節の移り変わりとともに県境を越えて国内の広域に移動するなどにより、甚大な農業被害をもたらすことがある。そのような被害を防止するため、国内への飛来時期を調査し、もしくは国内における病害虫の発生状況を正確に把握し、気象条件や植物の生育状況等を分析して、その後の発生状況や被害状況を予測し、適時適切な防除を実施することが重要である。

このため、国は、植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)に基づき、農林水産大臣が定める指定有害動植物を対象として、各都道府県の協力により、その発生状況などを調査し、発生予測や防除対策に関する情報を関係機関や農業者などに提供する発生予察事業を実施している。

本稿では、今般実施した指定有害動植物の見直しについて、リスク評価の方法などを紹介する。

I 発生予察事業とは

発生予察事業は、病害虫の発生状況などについて、都道府県間の比較ができるよう、全国一律な調査実施基準の下で実施されており、平成27年度は、47都道府県で85種類の指定有害動植物を対象として、9,742地点で調査が実施されている。

都道府県病害虫防除所は、病害虫の発生状況、作物の生育状況等の調査結果を基に、気象の状況なども踏まえて、自県内の発生予察を行っており、年5～15回の予報のほか、必要に応じて注意報、警報、特殊報等を発表している。

国は、各都道府県病害虫防除所から調査結果の報告を受け、全国的な病害虫の発生の多寡を分析し、年に10回病害虫発生予報を発表している。

都道府県が発表する予報、注意報、警報および特殊報

農林水産省消費・安全局植物防疫課

は、県内の普及指導センター、農協等の関係機関の防除指導者や農業者などに届けられ、産地における適期防除に活用されている。国が発表する予報は、全国的な病害虫の発生状況を踏まえた防除対策に役立てられている。

農業者は、国および都道府県が発表する発生予察情報を参考に、自らの圃場での発生状況などを確認して、状況に応じた防除方法を選択して適期防除に努めている。

このように、発生予察事業は、全国で病害虫の発生動向を捉えた効率的な防除を行うことにより、①病害虫の被害を低減して農作物の安定生産に寄与するとともに、②農薬使用量の低減にも寄与している。

II 指定有害動植物の見直しの経緯

近年、気候変動の進行、栽培体系や防除体系の変化、病害虫の薬剤抵抗性の発達、ウイルスを媒介する害虫の多発生等の影響により、病害虫の発生状況に変化が生じ、これまで指定有害動植物に指定されていなかった病害虫による農作物の被害が問題化している。

具体的には、①同一系統の農薬を連続使用する傾向が強まり、アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類等の微小害虫の薬剤抵抗性が発達したことによる野菜類の被害、②ヒメトビウンカが媒介するイネ縮葉枯病ウイルスによる水稲の枯死や不稔等の被害、③従来、四国・九州を中心に分布していたミナミアオカメムシが関東南部でも見られるようになるなど、病害虫の分布地域の拡大による水稲、大豆、野菜、果樹等の被害などが顕在化している。

このような状況を受け、平成22～26年度まで実施した「発生予察の手法検討委託事業」および平成26～27年度まで実施した「都道府県の独自基準を活用した調査実施基準の作成の取組」により、29作物90種類の調査実施基準が作成され、全国一律な手法で調査が可能な病害虫が追加された。

また、平成27年6月に実施された外部有識者による行政事業レビュー公開プロセスにおいて、指定有害動植物の見直し期間の短縮を検討すべきなどの指摘を受け、早急な対応が求められた。

このため、産地における病害虫の発生状況や農作物の被害状況に詳しい都道府県病害虫防除所等の意見を踏ま